

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十一日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第三号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第一条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六医療職給料表(一)級別標準職務表四級の項を次のように改める。

四級

- 1 本庁の局長の職務
- 2 規模の大きい厚生環境事務所の医監の職務
- 3 厚生環境事務所及び西部こども家庭センターの医監の職務のうち、人事委員会が認めるもの
- 4 総合精神保健福祉センターの所長の職務のうち、人事委員会が認めるもの
- 5 本庁に勤務する職員の衛生管理業務に従事する医師の職務のうち、人事委員会が認めるもの
- 6 1から5に掲げる職務に相当する職務

別表第十一の短大卒の欄第二号中「職業能力開発高等学校」を「若しくは職業能力開発高等学校の専門課程」に、「専門課程」を「特定専門課程」に改め、「特別高等訓練課程」の下に「並びに職業能力開発総合高等学校の旧専門課程」を加える。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年広島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

附則第十条及び第十一条第一項中「その差額に相当する額」の下に「から、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の一を乗じて得た額(その額が五千円を超える場合にあつては、五千円)を減じた額」その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の二を乗じて得た額(その額が一万円を超える場合にあつては、一万円)を減じた額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の三を乗じて得た額(その額が一萬五千円を超える場合にあつては、一萬五千円)を減じた額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」を加える。

附則

この人事委員会規則は、平成二十五年四月一日から施行する。